

審 査 基 準

平成29年 3 月12日 作成

条例・規則の名称：佐賀県道路交通法施行細則
条例等の番号：昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号
許認可等の種類：旅客自動車等教習所の指定
根拠条項：第16条
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
条例・規則等の定め：佐賀県道路交通法施行細則第16条(旅客自動車等教習所の指定)
審査基準： ・ 道路交通法第99条第1項（指定自動車教習所の指定） ・ 道路交通法第99条第2項（指定の欠格期間） ・ 道路交通法施行令第35条（指定の基準） ・ 道路交通法施行規則第32条（コースの種類、形状及び構造の基準） ・ 道路交通法施行規則第33条（教習の時間及び方法） に準じて行う。
標準処理期間：20日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：警察本部交通部運転免許課教習係
問い合わせ先：警察本部交通部運転免許課教習係 電話 0952-98-2220 内線 230
備考：